2 講習会を修了した者が産前産後休暇、出生時育児休業若しくは育児休業(以下「産休・育休等による休業」という。)又は介護休業を取得した場合であって、当該者から別記第2号様式に、別記第3号様式を添えて修了証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、修了証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。

改定案

(1) 有効期間の終了日(以下「有効期日」という。) を過ぎて職場復帰した場合

産前産後休暇<u>開始日若しくは出産時育児休業開始日又は介護休業開始日から有効期日までの休業期間の長さ</u>と、有効期日から職場復帰した日までの長さを、変更前の有効期間に加えた期間

(2) 有効期間内に職場復帰した場合

第11条(現行のとおり)

産前産後休暇<u>若しくは出生時育児休業開始日又は介護休業開始日</u>から職場復帰した日までの期間の長さを、変 更前の有効期間に加えた期間

- 3 産休・育休等による休業の場合であって、変更された有効期日が同一子の分割した出生時育児休業又は育児休業 中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。また、 介護休業の場合であって、変更された有効期日が同年度に分割した介護休業中の場合は、再申請することにより、 当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。
- 4 第3項における延長は、最初の有効期日から3年後の前日までの期間内で認める。
- <u>5</u> 知事は、前項の申請があった場合において有効期間を変更したときは、変更後の有効 期間を記載した修了証を 交付する。
- 6 第2項の規定により修了証の有効期間を変更した場合であって、当該修了証に係る 登録(以下「当初登録」という。)について第17条第1項の規定を適用したときは、当初登録の更新の登録を受けるための更新講習会の修了証の有効期間は、第1項の規定にかかわらず、当初登録を受けるための新規講習会の修了証の有効期日の直近に開催された更新講習会(登録区分が当初登録の登録区分と同じものに限る。)の実施の日から3年間とする。

第17条(現行のとおり)

- 2 (現行のとおり)
- 3 講習会を修了した者が産休・育休等による休業又は介護休業を取得した場合であって、当該者から別記第8号様式に、別記第3号様式を添えて修了証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、修了証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。
- (1) 有効期日を過ぎて職場復帰した場合

産前産後休暇<u>開始日若しくは出産時育児休業開始日又は介護休業開始日から有効期日までの休業期間の長さと、有効期日から職場復帰した日までの長さを、変更前の有効期間に加えた期間</u>

(2) 有効期間内に職場復帰した場合

産前産後休暇<u>開始日若しくは出産時育児休業開始日又は介護休業開始日</u>から職場復帰した日までの休業期間の 長さを、変更前の有効期間に加えた期間

- 4 産休・育休等による休業の場合であって、変更された有効期日が同一子の分割した出生時育児休業又は育児休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。また、介護休業の場合であって、変更された有効期日が同年度に分割した介護休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。
- 5 第4項における延長は、最初の有効期日から3年後の前日までを認める。
- <u>6</u> 知事は、前項の申請があった場合において有効期間を変更したときは、変更後の有効期日を記載した登録証を交付する。

第11条(略)

2 講習会を修了した者が 産前産後休暇 又は 育児休業(以下「産休・育休」という。)を取得した場合であって、当該者から別記第2号様式に、別記第3号様式を添えて修了証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、修了証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。

現行

(1) 有効期間の終了日(以下「有効期日」という。を過ぎて職場復帰した場合

産前産後休暇開始日(育児休業のみの取得の場合にあっては、育児休業開始日。以下同じ。)を初日とし、産前 産後休暇開始日から有効期日までの期間を長さとする期間

(2) 有効期間内に職場復帰した場合

産前産後休暇開始日から職場復帰した日までの期間の長さを変更前の有効期間に加えた期間

- 3 知事は、前項の申請があった場合において有効期間を変更したときは、変更後の有効期間を記載した修了証を交付する。
- 4 第2項の規定により修了証の有効期間を変更した場合であって、当該修了証に係る登録(以下「当初登録」という)について第17条第1項の規定を適用したときは、当初登録の更新の登録を受けるための更新講習会の修了証の有効期間は、第1項の規定にかかわらず、当初登録を受けるための新規講習会の修了証の有効期日の直近に開催された更新講習会(登録区分が当初登録の登録区分と同じものに限る。)の実施の日から3年間とする。

第17条 (現行のとおり)

2 (略)

- 3 検証主任者の登録を受けた者が産休・育休を取得した場合であって、当該者から別記第8号様式に、別記第3号様式を添えて登録証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、登録証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。
- (1) 有効期日を過ぎて職場復帰した場合

産前産後休暇開始日を初日とし、有効期日までの期間を長さとする期間

(2) 有効期間内に職場復帰した場合

産前産後休暇開始日から職場復帰した日までの期間の長さを変更前の有効期間に加えた期間

4 知事は、前項の申請があった場合において有効期間を変更したときは、変更後の有効期日を記載した登録証を交付する。

改定案		現行
期間変更申請書		様式 修了証有効期間変更申請書
号様式(第11条関係)	年 月 日	第2号様式(第11条関係) 年 月 日
東京都知事殿	4 Д Б	東京都知事殿
district of the Control		申請者の住所
申請者の住所		申請者の氏名
申請者の氏名		LIJ
收了过去热期那两山洼事		修了証有効期間変更申請書
修了証有効期間変更申請書		都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第5条の11第1項の規定により修了証有効期間変更申請書を提出します。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第5条の11第1項の規定により修了証有効期間変更申請書を提出します。 (1) 申請する修了証の区分と交付日		(1) 申請する修了証の区分と交付目
区分内容	修了証の交付日 修了証番号	区分内容 修了証の交付日 修了証番号 □ 1. 特定ガス・基準量 年月日
□ 1. 特定ガス・基準量 □ 0. 47 ± 0.1 * (1.	年 月 日	□ 1. 特定カハ・基準量
□ 2. 都内外削減量 □ 3. その他ガス削減量	年 月 日 年 月 日	□ 2. 10F37F13933 <u>国 </u>
□ 4. 電気等環境価値保有量	年 月 日	□ 4. 電気等環境価値保有量 年 月 日
□ 5. 優良事業所基準 (第1区分)	年 月 日	□ 5. 優良事業所基準 (第1区分) 年 月 日
□ 6. 優良事業所基準(第2区分)	年 月 日	□ 6. 優良事業所基準 (第2区分) 年 月 日
(2) 休業期間 (2) 休業期間① 休業等期間①	休業等期間② 休業等期間③	□ 7. 旧特定ガス・基準量 年 月 日
休業等の種類		
□ 産 前 産 後 休 暇		(2) 変更期間 (①又、②を選択し、記入する)
□ <u>出 生 時 </u>		①有効期間を過ぎて職場復帰した場合
		産前産後休暇開始日 年 月 日
休業等期間の日数		区分内容 変更前の修了証の有効期日 変更される有効期間
(3) 変更期間 (①又、②を選択し、記入する)		□ 1. 特定ガス・基準量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 □ 2. 都内外削減量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
①有効期間を過ぎて職場復帰した場合		□ 3. その他ガス削減量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
休業等開始日 年 月	日	□ 4. 電気等環境価値保有量 年 月 日 年 月 日 ← 月 日
区分内容 変更前の修了証の有効期	田 変更される有効期間	□ 5. 優良事業所基準 (第1区分) 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 □ 6. 優良事業所基準 (第2区分) 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
	日 年 月 日~ 年 月 日	□ 7. 旧特定ガス・基準量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
	日 年 月 日~ 年 月 日	②有効期間内に職場復帰した場合
	日 年 月 日~ 年 月 日 日 年 月 日~ 年 月 日	産前産後休暇開始日 年 月 日 職場復帰の日 年 月 日
	日 年 月 日~ 年 月 日 日 年 月 日 日	
	日 年 月 日~ 年 月 日	区分内容 変更前の修了証の有効期日 変更される有効期間 □ 1. 特定ガス・基準量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
②有効期間内に職場復帰した場合		□ 2. 都内外削減量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
休業等開始日 年 月	日 職場復帰の日 年 月 日	□ 3.その他ガス削減量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 □ 4.電気等環境価値保有量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
区分内容 変更前の修了証の有効期	田 変更される有効期間	□ 4. 电双等环境皿直体有量 中 月 日 中 月 日 ~ 年 月 日 □ 5. 優良事業所基準 (第1区分) 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
□ 1. 特定ガス・基準量 年 月		□ 6.優良事業所基準 (第2区分) 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
□ 2. 都内外削減量 年 月	日 年 月 日~ 年 月 日	□ 7.旧特定ガス・基準量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
□ 3. その他ガス削減量 年 月		(3) 勤務先など
□ 4. 電気等環境価値保有量 年 月 □ 5. 優良事業所基準 (第1区分) 年 月		企業及び団体名 (営業所)
□ 6. 優良事業所基準 (第2区分) 年 月		電話番号
(4) 勤務先など	·	属 歴 コアナシミリカリ
企業及び団体名		電子/+がと*
所 連 電話番号		※備考欄
属 格 电前储分		
先 電子/-が/*レス		
※備考欄		
	II II	
備考 ※印の欄には、記入しないこと。		備考 ※印の欄には、記入しないこと。

禄証有効期間変更申請書 ^{儀式(第17条関係)}	様式 検証主任者登録証有効期間変更申請書 第8号帳式 (第17条関係)
年 月 日	年 月 日
京都知事 殿	東京都知事殿
申請者の住所	申請者の住所
申請者の氏名	即請者の氏名
始 新主任者發起那番另	檢証主任者整肄証番号 第 号
検証主任者登録証有効期間変更申請書	検証主任者登録証有効期間変更申請書
民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第5条の11第1項の規定により検証主任者登録証有効期間変更申請書を提出します。	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第5条の11第1項の規定により検証主任者登録紅有効期間変更申請書を提出します。 (1) 申請する登録証の区分とを付日
1) 申請する登録証の区分と交付日 区分内容 変更前の登録証の交付日	区分内容 変更前の登録証の交付日
□ 1. 特定ガス・基準量	□ 1. 特定ガス・基準量
□ 2. 都內外削減量	□ 2. 都內外削減量
□ 3. その他ガス削減量 年 月 日 □ 4. 電気等環境価値保有量	□ 3. その他ガス削減量 年 月 日
□ 5. 優良事業所基準(第1区分)	4. 電気等環境価値保有量
□ 6. 優良事業所基準(第2区分)	□ 5. 優良事業所基準 (第1区分) □ 6. 優良事業所基準 (第2区分)
) 休業期間 (1.3% bt 40.88 g)	U 0. 度及李未用盔甲(第2位刀)
休業等の種類 休業等期間① 休業等期間② 休業等期間③ 開始日 終了日 開始日 終了日 開始日 終了日	(2) 変更期間(①又、②を選択し、記入する)
□ 産前産後休暇	①有効期間を過ぎて職楊復帰した場合
□ <u>出 生 時 </u>	萊 前嚴後休 <u>關</u> 關始日
□ <u>宜 児 休 業</u> □ <u>1 2 数 </u>	区分内容 変更前の登録証の有効期日 変更される有効期間
休業等期間の日数 日間	□ 1. 特定ガス・基準量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
3) 変更期間 (①又、②を選択し、記入する)	□ 2.都内外削減量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 □ 3.その他ガス削減量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日
有効期間を過ぎて職場復帰した場合	□ 4. 電気等環境価値保有量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
休業等開始日 年 月 日	□ 5. 優良事業所基準 (第1区分) 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 □ 6. 優良事業所基準 (第2区分) 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
区分内容 変更前の登録証の有効期日 変更される有効期間	口 0. 废水平未归签中 (物心口)
1.特定ガス・基準量 年 月 日 年 月 日~ 年 月 日	②有効期間内に職場復帰した場合
二 2. 都内外削減量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 コ 3. その他ガス削減量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日	産前産後休暇開始日 年 月 日 職場復帰の日 年 月 日
□ 3. その他ガス削減量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ □ □ □	区分内容 変更前の登録証の有効期日 変更される有効期間
□ 5.優良事業所基準 (第1区分) 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日	□ 1.特定ガス・基準量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 □ □ 2.都内外削減量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 □ □ 2. おおりが減量 日 日 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
□ 6. 優良事業所基準 (第2区分) 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 年 月 日 ☐ 日 ☐ 年 月 日 ☐ 日 ☐ 日 ☐ 日 ☐ 日 ☐ 日 ☐ 日 ☐ 日 ☐ 日 ☐ 日	□ 3.その他ガス削減量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
有効期間内に職場復帰した場合	□ 4.電気等環境価値保有量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 □ 5.優良事業所基準 (第1区分) 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
休業等開始日 年 月 日 職場復帰の日 年 月 日	□ 6. 優良事業所基準 (第2区分) 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
区分内容 変更前の登録証の有効期日 変更される有効期間	
1. 特定ガス・基準量 年月日年月日~年月日 1. 2. 都内外削減量 年月日年月日~年月日	
1 2. 都内外削減量 年月日年月日~年月日 4 月日日年月日~年月日 4 日日日日 4 日日日日日 4 日日日日 4 日日日日日 4 日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	(3) 勤務先など 企業及り団体名 (※業産)
4. 電気等環境価値保有量 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日	當託番号
1 5. 優良事業所基準 (第1区分) 年 月 日 年 月 日 年 月 日 2 6. 優良事業所基準 (第2区分) 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	所
	電子ナタブンス
) 勤務先など 企業及び団体名	※備考欄
(営業所)	
Tan	
先 電子とのパンス	
	備考 ※印の欄には、記入しないこと。
考 ※印の欄には、記入しないこと。	(日本産業規格A列4番)
(日本産業規格A列4番)	
月 31 日 (3 環地総第 801 号))	

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。	
<u>(附則 令和6年3月29日(5環気総第684号))</u>	
<u>(施行改正日)</u>	
1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。	